端数相当株式を保有する皆様へ

会 社 名 ルーデン・ホールディングス株式会社 代表者名 代表取締役社長 百田 哲史 問合せ先 総務課

端数相当株式の処分代金の受領方法に関するお知らせ

当社は、2024年7月31日開催の臨時株主総会において、2024年8月20日をもって、当社の普通株式50,000株を1株に併合すること及び単元株式数の定めを廃止することを決議しました。その後、当社は、東京地方裁判所に対して、上記株式併合の結果生じた端株相当株式合計538,500株(端数相当株式とは上記株式併合前の普通株式をいう)を、端株相当株式一株当たり金75円で会社が買い受けることの許可を申立て、東京地方裁判所は、令和6年11月5日付けで別紙のとおり当社の上記申立てを許可する決定を言い渡しました。

そこで、当社は、上記許可決定に基づき、端数相当株式を有する皆様に対し、同封した「端数相当株式の処分代金の受領書」を送付いたしました。皆様におかれましては、同封した上記受領書の内容をご確認いただき、「5 振込先銀行口座」の欄に皆様の処分代金合計額をお振込みする銀行口座を記載いただいたうえで、同封した返信用封筒に上記受領書を入れて下記の提出期限までに当社までご返送ください。

宜しくお願い申し上げます。

記

- 1. 端数相当株式の処分代金の受け取りの内容
- (1) 処分する端数相当株式 (株式併合前の普通株式) の種類及び数 当社 端数相当株式数 538.500 株
- (2) 処分する株式併合後の普通株式の種類及び数当社 普通株式 10.77 株 (端数相当株式数 538,500 株 ÷50,000)
- (3) 株式1/50,000 株 (端数相当株式) 一株当たりの処分代金 金 75 円
- (4) 端数相当株式の処分代金の総額金 40,387,500 円 (538,500 株×75 円)
- (5) 皆様が受領する端株相当株式の株式数及び代金額 同封した端数相当株式の処分代金の受領書に記載の通り
- (6) 端数相当株式の処分代金の受領書の提出期限 提出期限: 2025 年1月31日(金)

2. 申込み方法

- (1) 申込みにあたりましては、本状に同封の「端数相当株式の処分代金の受領書」に必要事項を記載し、<u>2025年1月31日(金)(当日消印有効)まで</u>に、返信用封筒にて必ず郵送の方法でお申込みください。
 - ・「端数相当株式の処分代金の受領書」の「口座名義人」の記載内容につきましては、株主名簿の登録内容と一致する必要があります。(本書面は株主名簿に登録されている内容(氏名及び住所)をもとに送付しております)
 - ※日中連絡の取れる電話番号を必ず記載お願いいたします。
- (2) 上記と異なる方法によるお申込みは受付することができませんのでご注意ください。
- 3. 提出の変更や取消しについて

「端数相当株式の処分代金の受領書」を提出された後、当社の承諾なく提出の変更・取消し・撤回は出来ませんのでご了承ください。

4. 申込み先について

「端数相当株式の処分代金の受領書」は同封しております返信用封筒をご利用いただき、2025年1月31日(金)(当日消印有効)までの間に、必ず次の提出先までご郵送ください。

<申込み先> 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町20番1号 渋谷インフォスタワー2階 ルーデン・ホールディングス株式会社 総務課

5. 処分代金の振込時期について

「端数相当株式の処分代金の受領書」を返送いただいた皆様に対しては、2025年2月28日(金)までに、記載いただいた振込先銀行口座へ順次処分代金をお振込みいたします。

6. お問い合わせ先について

ご不明な点等ございましたら下記連絡先にお問い合わせください。

<本件に関するお問い合わせ、請求、各種届出窓口>

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町20番1号 渋谷インフォスタワー2階

ルーデン・ホールディングス株式会社 総務課

電 話: 03-6427-8088

受付期間 : 2024年12月10日(火)~2025年1月31日(金)

受付時間: 土・日・祝日・年末年始休暇(2024年12月28日~2025年1月5日)を除く

平日9:30~12:00 13:00~17:30

※ご参考

同封した裁判所の売却許可決定書では、株式併合後の普通株式一株当たりの金額として金4,038,750円と記載され、株式目録では普通株式10株と記載されております。裁判所の売却許可決定が普通株式10株を前提に一株当たりの金額を決定している理由は、会社法235条において株式併合の結果その合計数に一株に満たない端数が生ずるときはその端数を切り捨てて決定すると規定されているためであり、売却決定書の株式目録のただし書きにおいてもその規定がされております。

以上